平成15年(ネ)第2090号 類似商品販売差止等請求控訴事件 平成15年9月30日判決言渡,平成15年8月26日口頭弁論終結 原審・横浜地方裁判所平成14年(ワ)第93号 平成15年3月12日判決

控訴人 (原告) 株式会社チャフローズ・コーポレーション

株式会社北海道裕雅 被控訴人(被告) 被控訴人(被告) 株式会社メーユー舎 株式会社アンビエックス 被控訴人(被告)

被控訴人(被告) 小松建設株式会社 被控訴人(被告) 有限会社ブルーム

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 今野昭昌, 野崎晃

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

控訴人の求めた裁判

控訴人は、原判決を取り消すとの判決とともに、原判決事実及び理由中第1の1 の請求の趣旨(1)~(7)に記載のとおりの差止め、廃棄除却、担保提供と謝罪文掲載命令の判決並びに仮執行宣言を求めた。なお、(3)の除却請求中イ(ア)の所在地の番地は、控訴状の控訴の趣旨においては「147番地」と記載されている。

第 2 事案の概要

控訴人は、ホタテ貝殻壁材の製造販売を行っているが、被控訴人らがホタテ 貝殻壁材を製造販売していることにつき、不正競争防止法2条1項1号、13号に 基づき、その製造販売の差止め、信用回復の措置などを求めている。

当事者の主張は、原判決事実及び理由欄の第3に示されているとおりであ る。

第3 当裁判所の判断

不正競争防止法2条1項1号に基づく請求について

前提となる事実関係は、原判決事実及び理由中第4の1(1)(7頁~8頁)に認定 されているとおりである。

同号に基づく控訴人の請求は、ホタテ貝殻壁材自体が商品等表示機能を有するこ とを根拠にするものである。しかし、そのように認めることができないのは、原判 決第4の1(2)(8頁~10頁)に説示されているとおりである。控訴人が当審で主 張立証するところを加味してみても、この判断は左右されない。

よって、控訴人主張のホタテ貝殻壁材は商品等表示に該当するとはいえず、ま た、その他控訴人の商品について商品等表示に該当し得る事由の主張、立証はない から、その余の点を判断するまでもなく、同号に基づく控訴人の請求は理由がな い。

不正競争防止法2条1項13号に基づく請求について

当裁判所も、同号に基づく請求についても理由がないものと判断する。その理由 は、原判決事実及び理由中第4の2の(1), (2)(10~12頁)に説示されている とおりである。控訴人が当審で主張立証するところを加味してみても、この認定判 断は左右されない。

以上のとおりであって、控訴人の本訴請求は理由がなく、本件控訴は棄却される べきである。

東京高等裁判所第18民事部

裁判長裁判官 塚 原 朋

> 塩 月 秀 亚 裁判官

裁判官 古 城 春 実